

1 はじめに

本校では、「いじめは重大な人権侵害である」との認識を、学校の教育活動全体を通じて生徒一人一人に徹底し、いじめを許さない学校づくり・学級づくりを進めていきます。そのような学校・学級の土台となるものが、生徒一人一人の意見が尊重され、「仲間との絆」の構築と、「居場所」づくりであると考えます。そのために、日々の授業、学校行事や生徒会活動、部活動等などにおける共感的な人間関係に基づいた社会性や人間関係力の育成を重点に据えながら、生徒が健やかに成長できる学校環境づくりを大切にします。

すべての明桜中生が安心して生活し、共に学びあうことができ笑顔あふれる学校を目指し、家庭・地域の連携のもとに、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置・対応を図るため、本基本方針を定めました。

2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策第2条に規定されているように、以下のように捉えます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことがないように、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていきます。具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれにされたり、集団によって無視されたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。 等

4 いじめの解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態は、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。相当期間とは少なくとも3か月を目安とします。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 被害生徒本人（必要に応じて保護者）との面談等による確認を行います。

5 いじめ防止等のための基本的な考え方

- ① いじめ防止等の対策は、すべての生徒に関する問題であることを強く認識し、子どもたちが安心して学校の教育活動に取り組むことができるように、学校、保護者、地域が一体となって、いじめが行われない環境を構築していきます。
- ② いじめ防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知ったとき、それをそのままに見て見ないことにすることがないように、生徒自身が自らの問題として考え、行動できる子どもたちを育てていきます。

- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要です。いじめ防止は、本校の最重要課題として位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組んでいきます。
- ④ 北区、教育委員会、保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻く関係者全体でいじめ問題に取り組む体制を構築していきます。



合言葉は、

『学校・家庭が安心・安全なところ 学校・家庭での居場所づくり
一人で悩まず、まず、ほう・れん・そう 』

6 いじめ防止等に関する組織の設置

(1) 設置

いじめ防止対策推進法第 22 条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための常設の組織として「**明桜中学校いじめ防止推進委員会**」を設置します。本委員会は「生徒指導上の問題」が「いじめ」に当たるかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、いじめ防止に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担う組織です。

(2) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、**校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、経営推進主任各学年主任、特別支援学級主任、日本語学級主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、事務主任**とします。また、個々のいじめ事案の対処にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とします。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心理や福祉の専門家等、関係諸機関の専門家により構成し、チームとして取り組みます。

(3) 役割

「明桜中学校いじめ防止推進委員会」は、次の役割を担います。

- ① いじめ防止対策推進法第 2 条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立します。
- ② 学校基本方針に基づき、いじめ防止の取組に関して、教育課程の編成・実施等の具体的な年間計画を作成し、その実施結果を検証します。また、毎年度末に学校基本方針を改訂します。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録します。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には定例または緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導および支援の体制・対応方針の決定を行います。
- ⑤ 校内研修を企画し運営します。
- ⑥ 保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報の提供を行います。
- ⑦ いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、速やかに北区教育委員会に報告するとともに、対応については北区教育委員会の指示・助言を受け適切に対応します。

7 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止のための取組、早期発見、校内研修についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては P D C A サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

8 いじめの未然防止

(1) 意義

すべての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送るとともに、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組みます。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、すべての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然との関わりを深める体験活動等を充実させ、生命や人権を尊重する豊かな心を育てます。

① 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではありません。このことを生徒一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければなりません。本校では、昨年度まで進めてきた人権教育の校内研究を継承し、生徒の呼称や掲示物への配慮、男女参画社会の推進など、生徒がお互いの良さを認め共生していく社会の担い手になるよう指導を進めていきます。

② 道徳教育の実施

「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」態度を育成するために、全教育活動を通じて、道徳教育の充実に努めます。道徳科の授業を要とした道徳教育の全体教育に基づき、教育活動全体を通して道徳的な判断力、心情、態度等を育成し、思いやりの心や自他の生命を大切にすることを育て、実践できる生徒を育成します。なお、いじめ問題に関わる内容の授業を年3回以上実施します。

③ 体験活動の実施

体験的な活動は生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成します。各学年の宿泊学習、2年生の職場体験をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていきます。

④ 分かる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

各教科の指導方法を見直し改善を図り、ICTを活用した授業をより充実させるとともに生徒が主体的に学習に取り組む態度を育成します。また、情報活用能力の育成に向け、一人1台学習者用端末「きたコン」の活用の推進と学習習慣の確立するとともに基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、学力を向上させます。

9 いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取組の中で、生徒自らが自分の悩みなどネガティブな感情をSOSとして発信することはとても重要です。そして、生徒が表現した微妙やサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、生徒の心の危機に対応することはできません。教職員の組織力を多いに発揮して、生徒の様子に敏感かつ些細な兆候を見逃さない取組を進めます。いじめが大人の目につきにくい場所や時間に行われることや、一見遊びやふざけのように見えること等を十分に認識して、生徒の人間関係、服装や持ち物の変化、表情の変化をしっかりと察知し、いじめを見極める目をもち、早い段階から組織的に関わりながら、いじめの早期発見に努めます。

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のため年3回(6月、11月、2月)「生活アンケート」及び年2回(6月、10月)「WEBQU」を原則実施するとともにいじめが疑われる場合等、実態に応じて即時行う。なお、アンケート調査やWEBQUの結果は学年及び特別支援委員会等で共有し組織的対応を強化します。また、学級担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員で共有します。

(3) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている生徒やその保護者、またいじめを見た生徒から、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから生徒、保護者との良好な関係を構築していきます。また、生徒や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、学級担任と教職員、校内の「いじめ防止推進委員会」が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者会、地域の会議などを通じて広く周知する。

(4) 生徒のＳＯＳを発信できる力の育成

些細なことであっても生徒が、何でも相談できる場としての学校でなければなりません。そのことを踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、相談機能の充実を図ります。また、長期休業日前などを機会を捉え、各種相談窓口の案内等を全校朝礼や印刷物で周知し、決して一人で抱え込むことのないよう関わり、信頼できる大人や関連機関に相談することができるように、生徒のＳＯＳを発信できる力を培っていきます。

(5) 生徒の変化に気付きを組織的にキャッチする

5月大型連休や長期休業日明けに、生徒の変化・気づき週間を設定し必要に応じて組織的な支援を図っていきます。

10 いじめへの対処

(1) 意義

私たち教職員は、いじめを発見し、または生徒・保護者から相談を受けた場合は、いじめ防止推進法 23 条 1 項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止推進委員会」に報告し、組織的な対応を行います。指導に際しては、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもとに、毅然とした態度で加害の生徒に対しては毅然とした態度で指導を行います。さらに、生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるような対応をしなければなりません。また、すべての教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行います。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

私たち教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、まず、真摯に話を聞きます。些細なことであっても、いじめの疑いがあった場合には、早い段階からの確に関わりをもちます。その際には、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。いじめを発見したときやいじめに関する通報を受けたときには、「いじめ防止推進委員会」が中心になり、速やかに関係生徒からの事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告します。また、校内組織的に被害・加害生徒の保護者に連絡をします。また、加害生徒に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた時には、いじめられている生徒を徹底的に守り通すという観点から、学校は警察等と相談して対処します。

(3) いじめを受けた生徒や保護者への支援

私たち教職員は、いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行います。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはなりません。「あなたが悪いのではない。必ず、守る。」ということをはっきりと伝え、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後の対応を行います。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行います。その際、家庭における生徒への指導等について必要な助言を保護者に行います。生徒に寄り添った体制を構築し、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察などの外部人材の協力も得ます。いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。また、聞き取りやアンケート等により確認した事実は適切に保護者に提供します。

(4) いじめた生徒指導やその保護者への対応

私たち教職員は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行います。いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行います。その際、家庭における生徒への指導等について必要な助言を保護者に行います。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

なお、いじめた生徒がいじめを行った背景にも目を向け、いじめを行った生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の配慮のもと、特別な教育計画による指導のほか、さらには教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含めて対応します。教育上必要と認める時は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることもあります。（決定は教育委員会で行う）

（５） 周囲の生徒への働き掛け

私たち教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気をもつことを指導します。また、はやしたてたり、ひやかしたり同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどにより、すべての子どもたちに行き渡らせます。

（６） 教育委員会との連携

いじめを把握した場合は、学校だけで抱え込むことなく、速やかに北区教育委員会に報告します。そして、教育委員会の指導・助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたります。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を教育委員会に報告し、教育委員会と連携を図ります。

11 教職員研修

（１） 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要です。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければなりません。そして、生徒の些細な変化等に気付き、適切に対応するための感性や資質を向上させなければなりません。

（２） 内容

生徒一人一人が自尊感情、自己存在感や自己有用感をもち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営の在り方、カウンセリングマインドなど生徒理解による生活指導の在り方など、生徒指導提要の趣旨を踏まえ多様な内容の研修を行います。また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画、重大事態への対応などについて教職員が共有し、個別の事例研究等により、教職員の共通理解を図ります。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署などの専門家を活用することにより、私たち教職員の資質の向上を図ります。

12 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒とのトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な生徒も在籍しています。このような生徒に対するいじめを未然に防ぎ、また、発生したいじめを早期に発見して対処するためには、全教職員による支援体制づくりが不可欠です。特別支援学級と通常の学級との交流及び共同の学習を、より積極的に推進していきます

13 学校ファミリー等、学校間の連携

いじめについてはファミリー内の小学校及び区内の中学校等が連携を図り、情報やいじめ防止の取組などについて共有をします。また、学校間の連携については、日ごろから児童・生徒による交流を積極的に行い、互いに関係深めていきます。

14 家庭、地域との連携

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることのできるようにするため、本校では豊島地区6校連をはじめとする各種団体と連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築します。学校評議委員会、青少年地区委員会などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行います。また、日ごろから学校ホームページ等で学校いじめ防止委員会の役割等の情報や学校の取組を積極的に発信する等、開かれた学校づくりに努めます。

令和7年度・明桜中学校いじめ防止のための年間指導計画

月	学校行事等	いじめに関する取組内容	学校組織の対応
4月	始業式・入学式 土曜授業①(19) 土曜公開、保護者会(26)	相談窓口一覧配布① 変化気付き強化週間(5/7～13)	いじめ対策委員会 校内研修会① 学校いじめ基本方針等の内容確認
5月	教育実習期間 カップまつり(18) 体育祭準備期間・体育祭(25)	いじめに関する授業① WEBQU①	保護者会① いじめ基本方針の周知・HP公開
6月	生徒総会(6)・土曜授業②(7) 定期考査①(17～19) 6組宿泊学習(19・20)	生活アンケート① SOSの出し方②	学校評議員会①・6校連 いじめ基本方針の確認・協力要請
7月	3年修学旅行(1～3) 土曜授業③(5) 夏季休業日始・三者面談	相談窓口一覧配布②	校内研修会② WEBQUの分析、カンセリグマインド
8月	1年岩井臨海学園(8～10) 夏季休業日終		三者面談① 個別相談等、情報共有
9月	2年EC那須(2～4) 定期考査②(11・12) 土曜授業④・生徒会役員選挙	変化気付き強化週間(9/1～5) いじめに関する授業②	校内研修会③ 重大事態への対応等
10月	終業式・2学期始業式 文化祭準備期間・文化祭(25)	WEBQU② 生活アンケート②	学校評議員会②・6校連 進捗説明、情報共有
11月	定期考査③(6・7) 豊島大運動会(9)	SOSの出し方③	三者面談② 個別相談等、情報共有
12月	三者面談(1～5) 2年職場体験(10～12) 入試相談日(15)・冬季休業日始	相談窓口一覧配布③ 変化気付き強化週間(1/8～14)	学校評議員会③・6校連 1年間のまとめ、方針の見直し
1月	冬季休業日終 土曜授業⑤(10) 都内私立推薦・都立推薦入試	いじめに関する授業③ 生活アンケート③	校内研修会④ 本年度のいじめ対応の見直し反省
2月	都内私立一般・都立一般入試 土曜授業⑥(14) 定期考査④(24～26)	SOSの出し方④	
3月	卒業式(19)・保護者会(21) 修了式(25)	相談窓口一覧配布④	いじめ対策委員会 いじめ基本方針の見直し・策定

いじめ防止推進委員会（定期開催・随時開催）

いじめサインの発見シート

政府広報・いじめのサイン発見シート参照
監修・森田洋司氏（大阪市立大学名誉教授）



朝（登校時）

- ☐朝起きてこない。布団からなかなかでてこない。
- ☐朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐遅刻や早退が増えた。
- ☐食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。

夜間（就寝後）

- ☐寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐学校で使うものが無くなったり、こわれている。
- ☐教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐服が汚れていたり、破れていたりする。

ふだんの生活と違う様子があれば、学校へ相談を！

夕（下校後）

- ☐携帯電話やメールの着信音におびえる。
- ☐勉強をしなくなる。集中力がでない。
- ☐家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ☐親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

夜（就寝前）

- ☐表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ささいなことでイライラしたり、ものに当たったりする。
- ☐学校や友達の話が減った。
- ☐パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。